

# 長泉町緑の基本計画（素案）

## —概要版—

### 【パブリック・コメント用】

（注意）計画内容については、  
頂いた意見や今後の協議により変更する可能性があります。



令和元年 12 月現在

長 泉 町

## 1. はじめに

### （1）緑の基本計画とは

「長泉町緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく計画であり、町が緑地の保全や緑化の推進に関して、その目標や施策などを定める中長期的な基本計画です。

### （2）緑とは

本計画では、「都市の暮らしを支え豊かにする緑とオープンスペース」を対象とし、都市計画区域内の樹林地、農地、水辺地、公園、街路樹、工場や学校の植栽地、住宅の庭先、グラウンドなど、公共だけでなく民間も含めた空間を対象としています。

#### ～計画の対象とする緑～

- ・ 樹林地、農地、草地などの自然的環境
- ・ 河川、湧水地などの水面及び水辺地
- ・ 公園、道路、学校、工場、住宅など、公共施設や民間施設で、植物に被われている空間
- ・ 持続性、公開性の高いオープンスペース

### （3）策定の背景と目的

本町は、愛鷹山の森林をはじめ、黄瀬川や桃沢川などの豊かな自然を有する一方で、町域の中部や南部では急速に市街化が進み、緑や水辺、オープンスペース等が失われつつあります。また、市街地内における都市公園等の面積水準が低い傾向にあります。

自然の恵みと都市の利便性・快適性が共生した都市として、これからも本町が持続可能な発展を遂げるためには、緑が持つ効果を十分に発揮し、計画的に都市の魅力を高めていくことが求められます。

また、地球温暖化等による気候変動や自然災害の増加、生物多様性の喪失等が進行しており、地球規模での環境保全の取組みが求められています。平成27（2015）年には、SDGs（持続可能な開発目標）が国連で定められ、本町も国際社会の一員としてSDGsの考え方を理解し、目標の達成に向けて努力していく必要があります。

そこで、本町では、緑の役割や大切さを一人ひとりが理解し、行政、住民、民間事業者などが協力して、緑の保全、創出、育成、活用等に取り組むための総合的な計画として本計画を策定し、緑に関する取組みを進めていきます。

### （4）目標年度

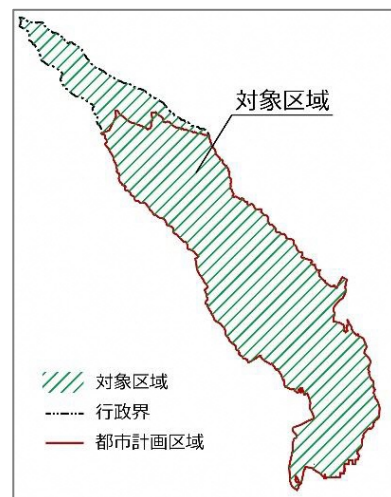
目標年度	令和22（2040）年度
------	--------------

※概ね5年ごとに施策や事業を点検し、必要に応じて計画を見直します。

### （5）計画の対象区域

#### 町域全域（26.63 km<sup>2</sup>）

本町では、都市計画区域外に広がる豊かな森林が市街地に潤いを与える緑の源となっており、自然を活かしたレクリエーションの場にもなっていることから、本計画は、都市計画区域を基本としつつ、町域全域について緑地の保全等に関する措置を総合的に定めるものとします。



## 2. 基本的な考え方と将来像

### (1) 基本的な考え方

本町の緑の保全、創出、活用等は、以下の考え方に基づき進めていきます。

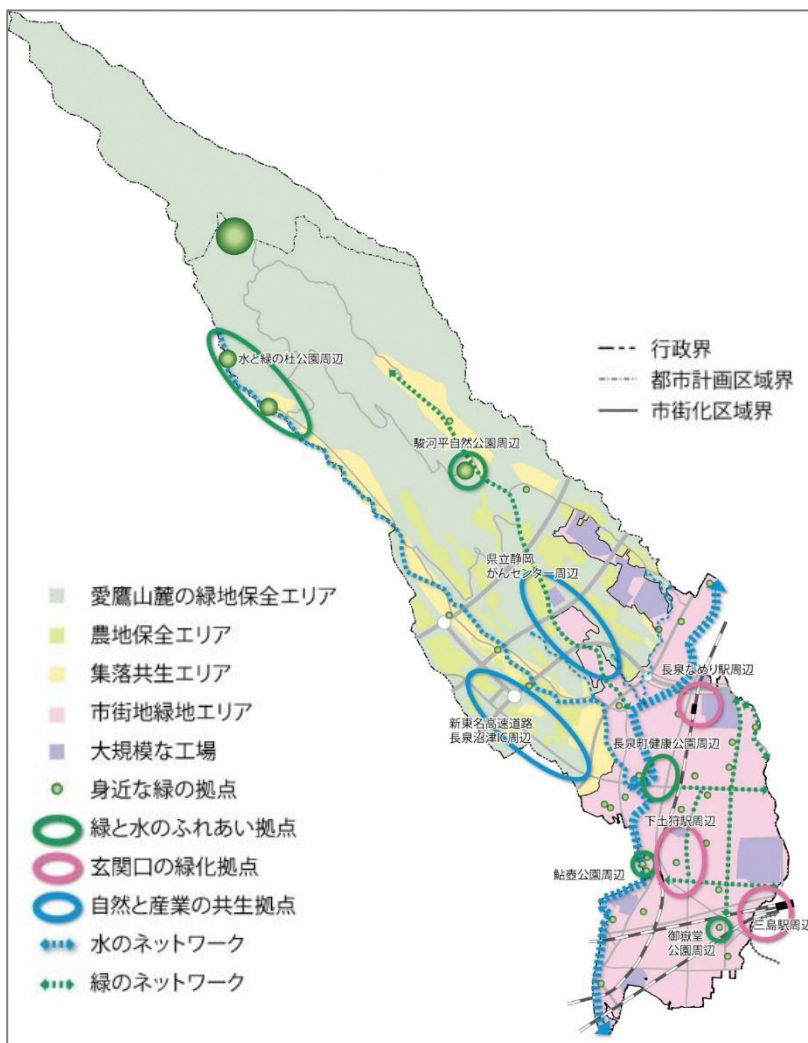
- (1) 緑や水を活かした快適な環境の創造により、町の持続的発展につなげる
- (2) 町民の安心・安全な暮らしや健康づくり、子育て環境の向上などにつなげる
- (3) 環境と共生する持続可能な社会づくりに貢献する
- (4) 郷土愛の醸成や地域コミュニティの活性化につなげる
- (5) 町民・事業者・行政等の協働により、緑と水を守り育てる

### (2) 長泉町が目指す緑の将来像

上記の基本的な考え方を踏まえ、本町が目指す緑の将来像を以下のように掲げます。

将来像 テーマ	<h2 style="color: #0070c0;">富士山や愛鷹山の豊かな水と緑を守り育て、 人と自然が共生するまち</h2>
------------	---

- ・愛鷹山麓では、本町を支える豊かな自然を大切に守りつつ、観光交流や自然とのふれあい、農業生産などの場として効果的に活用します。
- ・富士山や愛鷹山を源とする豊かな水や緑の恵みを市街地内に引き入れ、都市の利便性と緑による快適性を兼ね備えた魅力ある市街地環境を創出します。
- ・子どもからお年寄りまで誰もが町の緑や水に愛着を持ち、町民や事業者、行政等の協働で、緑や水を守り育てていきます。
- ・水や緑の保全、創出、活用等により、地球温暖化対策や生物多様性の保全などに貢献する、持続可能な地域づくりを進めていきます。



緑の将来像図

### （3）将来像実現に向けた基本方針と目標水準

#### 基本方針1 緑を守る・伝える

- 本町を印象づける愛鷹山麓の樹林地、河川、並木道は、それらが有する環境、防災、レクリエーション、景観形成等の機能を十分に発揮させるよう、適切に保全します。
- 農地は、多面的機能を発揮できるよう適切に保全します。
- 古木・大木や、ジオパーク関連の水辺等は、地域の歴史や文化を伝える緑や水辺として保全します。
- 緑豊かな住宅地や既存集落地は、緑豊かで潤いある環境を保全します。
- 樹林地や農地、河川は、動植物の生息・生育環境や都市における貴重な自然環境として保全します。また、防災面等でやむを得ず整備を行う場合にも、自然環境や生物多様性の保全等に配慮します。

#### 基本方針2 緑を創る・つなげる

- 本町が目指すまちづくりの考え方を踏まえて必要な公園の整備を進めるとともに、既存の公園においては、子育て支援や健康づくりなど、地域に必要とされる公園の機能を見直し、質の向上を図ります。
- 住宅地や企業の敷地内緑化、駅前広場や道路等の公共用地の緑化により、身近に緑を感じられ、快適に住み働ける環境づくりを進めます。
- 水辺や道路等を活用して緑や水のネットワークを形成するとともに、町民の健康づくり等を促します。
- 避難や延焼防止等に役立つ公園やオープンスペース、避難路となる道路の緑を確保します。

#### 基本方針3 みんなで緑を魅力的に活かす・育む

- 子育て支援、健康づくり、環境学習、観光交流、コミュニティの醸成など、町民が地域のために行う活動の場として緑や公園等を積極的に活用します。
- 町民等による主体的な緑化に関する活動を推進するとともに、多様な主体が関わり、緑を活かし育む仕組みや機会を創出します。
- 緑や水辺に関する町民の意識の向上を図ります。特に、将来を担う子どもたちが緑に関わる機会を確保し、緑の重要性等への理解を促進します。

#### <目標水準>

基本方針	指標	現況	中間目標 (R12年)	計画目標 (R22年)	超長期目標 (R23年以降)
基本方針1	都市計画区域における緑地の割合	56.06%	56%	56%	56%
	住まいのまわりが「緑豊か」だと思う町民の割合	71.1%	75%	80%	80%以上
基本方針2	都市計画区域内における 住民一人あたり都市公園面積	6.87 m <sup>2</sup>	8.0 m <sup>2</sup> /人	9.3 m <sup>2</sup> /人	10.0 m <sup>2</sup> /人
	市街化区域内における 住民一人あたり都市公園面積	1.42 m <sup>2</sup> /人	2.7 m <sup>2</sup> /人	4.0 m <sup>2</sup> /人	5.0 m <sup>2</sup> /人
	居住誘導区域における 都市公園誘致圏カバー率	52.3%	55%	70%	80%
基本方針3	町内の緑や水辺に親しめる場所を利用している町民の割合	40.0%	50%	60%	60%以上
	自宅で緑に親しむ町民の割合	59.7%	70%	80%	80%以上



### 3. 将来像実現に向けた施策

本町が目指す緑の将来像の実現に向けて、次のような施策の推進を図ります。

なお、各施策には、SDGs（持続可能な開発目標）に掲げられている17の目標のうち関連する目標のアイコンを表示しています。

#### 基本方針1 緑を守る・伝える

##### （1）豊かな自然の緑と水辺の保全



- ・愛鷹山麓の森林は、森林整備計画等に基づき間伐等の維持管理を行い、今後も保全します。
- ・黄瀬川や桃沢川等の河川は、定期的な水質検査の実施と適切な対応を図るとともに、水質・水量等の保全に努めます。



愛鷹山麓

##### （2）農地の保全



- ・丘陵地を中心に広がる農地は、農地としての保全を図ります。
- ・市民農園等は、既存農園の利用を促進するとともに、新規開設や運営の相談等に対応します。



農地

##### （3）地域固有の緑や水辺の保全・継承



- ・「下土狩のイチョウ」や地域の古木や大木等は、適切に保全し、次世代に継承します。
- ・社寺林は、地域等との協働により適切に保全するとともに、住民の交流や憩いの場として活用します。
- ・鮎壺の滝や本宿用水等の水辺資源は、協働により美化し、維持・保全するとともに、観光交流のほか、自然や郷土史を学ぶ学習等に活用します。



市街地の社寺林

##### （4）四季を感じる緑の保全



- ・桜やイチョウの並木道は、季節の変化を感じられる緑として、適切に保全します。

##### （5）緑豊かな住宅地、集落地等の保全



- ・既存集落地は、住宅敷地周辺の生け垣や花木等の保全を図るとともに、これらの維持管理をサポートする仕組みづくりを検討します。
- ・駿河平地区は、ゆとりある住宅地の形成と緑地の確保に努め、潤いある住環境を保全します。



駿河平

##### （6）緑や水辺の保全に配慮した開発等の誘導



- ・止むを得ず森林等の伐採を行う場合は、指導要綱等に基づき、適正な土地利用を誘導します。また、国や県、庁内各課等と連携して開発者への指導を行います。

## 基本方針2 緑を創る・つなげる

### （1）緑の拠点となる公園・緑地の整備と改善



- ・既存の都市公園の配置状況や居住誘導の考え方等を踏まえ、街区公園等の身近な都市公園を整備します。
- ・シンボルとなる公園は、特性を活かし、整備・活用を進めます。
- ・公園施設は、長期的な視点で計画的な補修や更新等を行います。
- ・公園の園路や主要施設などは、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。
- ・都市公園の整備等に民間活力の導入を検討します。



水と緑の杜公園

### （2）市街地における緑化の推進



- ・町の玄関口である鉄道駅やICの周辺は、緑化を推進します。
- ・住宅敷地内の生垣設置、緑化、庭木の植栽等を促進します。
- ・大規模建築物は、景観条例等に基づき緑化等を誘導します。
- ・公共施設は、積極的な緑化に努めるとともに、園庭や校庭等の緑豊かな環境づくりを検討します。
- ・大規模な工場等では、建物や敷地内の緑化を誘導するとともに、敷地内の緑地を一般開放する仕組みについて検討します。
- ・都市施設の整備や開発等にあわせて公園・緑地の配置や街路樹植栽、民間敷地内の緑化等を進めます。



長泉町健康公園

### （3）身近な緑の確保



- ・周囲の類似施設等との機能分担に配慮しつつ、小規模な空地等を活用した緑地・広場等を整備・活用します。
- ・民有地の緑を地域の緑として活用する仕組みを検討します。
- ・市街地の低未利用空間等を地域に開かれた暫定的な緑地として町民等が管理・活用できる仕組み等について研究します。



長泉町役場

### （4）緑や水辺のネットワークの形成



- ・幹線道路等の既存の街路樹は、適切に維持管理を行うとともに、計画的に樹木を更新します。
- ・緑や水辺の散策コース等の整備や維持管理を進め、水と緑のネットワークを形成し、健康づくり等を促します。
- ・フラワーロード事業を継続するほか、ハンギングバスケットの適切な維持管理等を行い、緑のネットワークを構成します。



ポケットパーク

### （5）緑と水辺の防災機能の強化



- ・避難路沿道の生垣化等を促進するとともに、一時的な避難場所となり得る社寺境内地や広場等の安全性の確保を図ります。
- ・公園は一時避難地として安全性を確保し、必要に応じて、災害応急対策に必要な施設の設置を検討します。



桜堤遊歩道



## 基本方針3 みんなで緑を魅力的に活かす・育む

### （1）公園の効果的な活用



- ・大規模な公園の管理・運営に、民間活力の導入を検討します。
- ・イベントの開催等を通じて公園の活性化を図るとともに、町民団体等が公園を活用して趣味活動や健康づくり等を行うことを促進します。
- ・公園や緑を地域コミュニティの醸成に活用していきます。
- ・パークマネジメントを推進し、公園の機能と魅力の向上に努めます。特に、子どもや子育て世代の参画を促します。



水と緑の杜公園におけるイベント

### （2）緑を活かしたレクリエーションや交流の推進



- ・自然とふれあうことのできる施設は、森林や河川等の適切な維持管理を進め、安全性や利便性の向上を図ります。また、施設の運営には民間のノウハウを取り入れ、利用促進を図ります。
- ・町民や来訪者が緑を活かした余暇を楽しむ場の創出に努めます。



桃沢キャンプ場でのレクリエーション

### （3）町民による住宅等の緑化の促進



- ・緑のカーテンは、公共施設に積極的に取り入れつつ、苗の配布等により、個人住宅への普及を図ります。
- ・住宅の緑化に関する情報発信等を行うとともに、緑化に関する講座の開講や緑のコーディネーター制度の創設を検討します。
- ・不要になった樹木や花を必要とする方に斡旋したり、地域で保全したい樹木等を評価・管理する仕組みについて検討します。
- ・地域に適した緑化方策について研究します。



緑化された住宅

### （4）緑と水辺に関する行政と町民の意識の共有化



- ・ホームページやハンドブック等を通じて緑の重要性や事業・制度等をわかりやすく発信し、緑化意識の向上を図ります。
- ・将来を担う小中学生等を中心に、緑に関する体験や学習機会の提供に努めます。
- ・各種イベント等において緑化手法の紹介や緑化に関する相談対応等を行うとともに、水辺の大切さ等を啓発します。
- ・花と緑のコンクールを開催するとともに、緑化等に関して優れた取り組みを行う団体や事業者の表彰制度の創設を検討します。



小学生の田植え体験

### （5）協働による緑や水辺の維持管理の促進



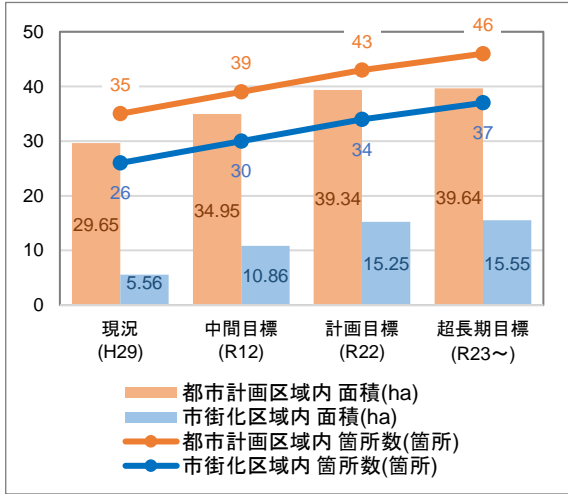
- ・地域住民や団体等が行う緑や水辺の美化や管理、森づくり等の活動を支援するとともに、PRや参加者募集等を支援します。
- ・アダプト制度等を活用し、地域が行う道路の緑地や河川の美化活動等を支援します。



河川清掃

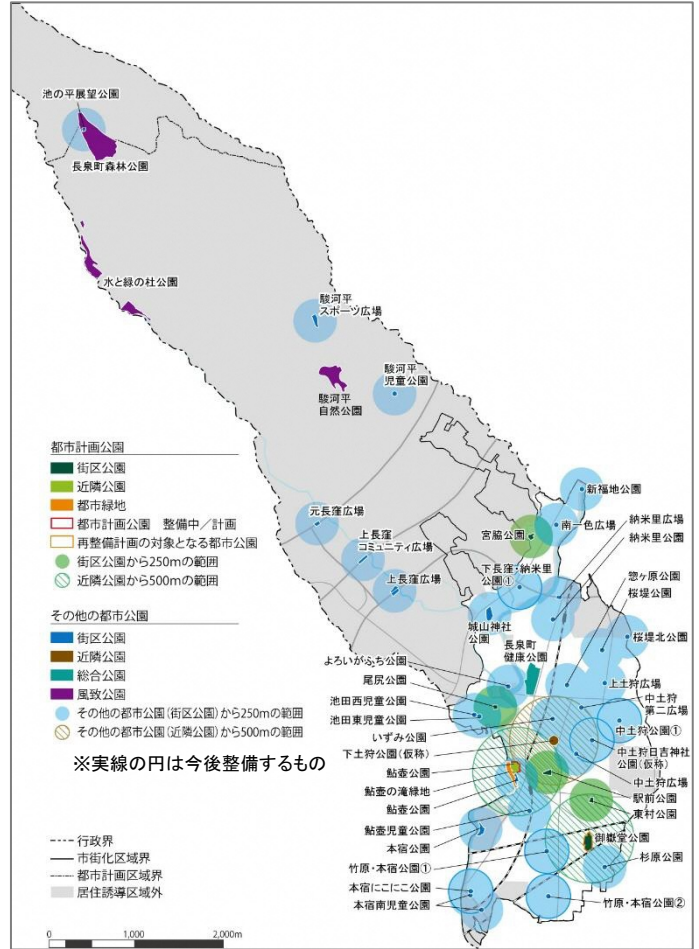
## 4. 都市公園の整備・管理・運営の考え方

### (1) 整備目標



### (2) 整備の考え方

- ①市街地内において都市公園等の「量」の充実を図る
- ②各都市公園の機能を整理し、配置バランスの適正化を進める
- ③既存ストックを効果的に活用する
- ④都市公園の「質」の向上を図る



都市公園の整備方針図 [目標年次]

### (3) 管理・運営の考え方

共通事項	公園種別ごとの管理・運営方針	
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の保全や更新を実施し、安全・安心に利用できる環境を維持します。</li> <li>国が示す指針や基準等に沿って公園施設を管理します。</li> <li>防犯面も考慮した見通しの確保を図ります。また、必要に応じて、防犯カメラの設置等も検討します。</li> <li>生物の生育や生息に配慮した植栽などを適切に維持管理します。</li> <li>利用者による公園の清掃や花植え等の機会を設け、利用者の意識の向上に努めます。</li> <li>都市公園台帳の電子化を推進します。</li> </ul>	街区公園等の小規模な公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>アダプトプログラム等を活用し、協働による都市公園の美化や維持管理に取り組みます。</li> <li>各公園の周囲の状況や公園の特性、住民の意向等を踏まえ、公園ごとの利用ルール作りを検討します。</li> </ul>
	市街地内の大規模な公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>アダプトプログラム等を活用し、協働による都市公園の美化や維持管理に取り組みます。</li> <li>多様な主体が参画し、都市公園の活性化に資する活動を行う協議会の設置等を検討します。</li> <li>イベントやコミュニティ活動を実施するとともに、公園使用料等を維持管理に充当する仕組みを検討します。</li> <li>民間のノウハウを活用した効果的・効率的な都市公園の管理・運営手法の導入について検討します。</li> </ul>
	郊外の大規模な公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理にあたり、町民だけでなく町外を含めた広域からの協力を募るサポーター制度の導入等を検討します。</li> </ul>